

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）（抄）

改正後	改正前
<p>1 } 8 (略)</p> <p>9 歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補つ機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの</p> <p>二 (略)</p> <p>12 10 . 11 (略)</p> <p>移動用リフト（つり具の部分を除く。） 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴つものを除く。）</p>	<p>1 } 8 (略)</p> <p>9 歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補つ機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>一 二輪、三輪、四輪のものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの</p> <p>二 (略)</p> <p>12 10 . 11 (略)</p> <p>移動用リフト（つり具の部分を除く。） 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車いすとの間等の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴つものを除く。）</p>